



宮 崎 県 公 報

平成28年1月7日(木曜日) 第 2757 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

規 則	頁	
○県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課) 1		○保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先人不明について…………… (自然環境課) 4
○宮崎県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (") 3		○道路の区域の変更 (2件) …………… (道路保全課) 5
告 示		公 告
○救急診療所の認定…………… (医療業務課) 3		○林業用種苗生産事業者講習会の開催…………… (森林経営課) 5
○登録研修機関の登録…………… (長寿介護課) 3		○大規模小売店舗の変更に関する届出…………… (商工政策課) 5
○民有林の保安林の指定…………… (自然環境課) 3		○県営土地改良事業に係る換地計画の策定 (2件) …………… (農村整備課) 6
○保安林の指定予定の通知 (3件) …………… (") 4		○公共測量の実施の通知…………… (管理課) 6
		監査委員公告
		○監査結果の公表…………… 6
		○監査結果に基づき講じた措置の公表…………… 6

規 則

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年1月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第1号

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則 (昭和39年宮崎県規則第8号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
様式第5号 (その1) (第7条関係)	様式第5号 (その1) (第7条関係)
[略]	[略]
[略]	[略]
あなたの下記の県税は、県税の課税免除等の特例に関する条例第2条 (第5条) の規定によって課税免除 (不均一課税) します。	あなたの下記の県税は、県税の課税免除等の特例に関する条例第 条の規定によって課税免除 (不均一課税) します。
[略]	[略]
1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、 <u>知事が発した通知</u> にあっては行政不服審査法第6条の規定により知事に異議申立てを、 <u>所長が発した通知</u> にあっては同法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。 (1) 異議申立書は、宮崎県税務課に提出してください。 (2) 審査請求書 (2通) は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。	1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に審査請求をすることができます。審査請求書 (2通) は、 <u>なるべく当県税・総務事務所を経由して</u> 宮崎県税務課に提出してください。
2 行政事件訴訟法に基づくこの処分の取消しの訴えは、上記1の異議申立てに対する決定又は審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。異議申立てに対する決定又は審査請求に対する判決を経た後は、 <u>決定又は判決の通知</u> を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、宮崎県を被告として (訴訟において県を代表する	2 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する判決を経た後は、 <u>判決の通知</u> を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として (訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。) 宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することがで

者は宮崎県知事となります。) 宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、異議申立てに対する決定又は審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 異議申立て又は審査請求があった日から3月を経過しても決定又は裁決がないとき。

(2) [略]

(3) その他決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第5号(その2)(第7条関係)

[略]

あなたの下記の法人事業税は、県税の課税免除等の特例に関する条例第2条(第5条)の規定によって課税免除(不均一課税)します。

[略]

- (注意) 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書(2通)は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。
- 2 行政事件訴訟法に基づくこの処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。)宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
- (2)・(3) [略]

様式第6号(第7条関係)

[略]

[略]

あなたの下記の県税は、県税の課税免除等の特例に関する条例第2条(第5条)の規定に該当しないので、課税免除(不均一課税)できません。

[略]

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事が発した通知にあっては行政不服審査法第6条の規定により知事に異議申立てを、所長が発した通知にあっては同法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。
- (1) 異議申立書は、宮崎県税務課に提出してください。
- (2) 審査請求書(2通)は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。
- 2 行政事件訴訟法に基づくこの処分の取消しの訴えは、上記1の異議申立てに対する決定又は審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。異議申立てに対する決定又は審査請求に対する裁決を経た後は、決定又は裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6月

きます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) [略]
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第5号(その2)(第7条関係)

[略]

あなたの下記の法人事業税は、県税の課税免除等の特例に関する条例第 条の規定によって課税免除(不均一課税)します。

[略]

- (注意) 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に審査請求をすることができます。審査請求書(2通)は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。
- 2 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。)宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2)・(3) [略]

様式第6号(第7条関係)

[略]

[略]

あなたの下記の県税は、県税の課税免除等の特例に関する条例第 条の規定に該当しないので、課税免除(不均一課税)できません。

[略]

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に審査請求をすることができます。審査請求書(2通)は、(なるべく当県税・総務事務所を経由して)宮崎県税務課に提出してください。
- 2 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。)宮崎

以内に、宮崎県を被告として（訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。）宮崎地方裁判所にこの処分
の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の
(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、異議申立
てに対する決定又は審査請求に対する裁決を経ないで、こ
の処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立て又は審査請求があった日から3月を経過しても決定又は裁決がないとき。
- (2) [略]
- (3) その他決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することがで
きます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当
する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分
の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決が
ないとき。
- (2) [略]
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があると
き。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

宮崎県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年1月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第2号

宮崎県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県産業廃棄物税条例施行規則（平成17年宮崎県規則第6号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号、別記様式第4号、別記様式第6号、別記様式第7号、別記様式第16号、別記様式第17号、別記様式第19号、別記様式第22号及び別記様式第25号中「60日」を「3か月」に改め、「行政不服審査法第5条の規定により」及び「行政事件訴訟法に基づくこの」を削り、「6月」を「6か月」に、「3月」を「3か月」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

告 示

宮崎県告示第1号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成28年1月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人社団森山内科 ・脳神経外科	都城市南鷹尾町24-20

2 救急病院等の認定の有効期間

平成28年1月8日から平成31年1月7日まで

宮崎県告示第2号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第6条の規定により、次のとおり喀痰吸引等研修を行おうとする者の登録をした。

平成28年1月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	事 業 所		登 録 研 修 機 関		研 修 内 容	登 録 年 月 日
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4510002	認定特定非営利活動法人ホームホスピス宮崎	宮崎市恒久二丁目19-6	認定特定非営利活動法人ホームホスピス宮崎	宮崎市恒久二丁目19-6	第一号研修及び第二号研修	平成27年12月21日
4510003	公益財団法人介護労働安定センター宮崎支部	宮崎市別府町3番1号	公益財団法人介護労働安定センター宮崎支部	宮崎市別府町3番1号	第一号研修及び第二号研修	平成27年12月21日

宮崎県告示第3号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により

、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成28年1月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡門川町大字門川尾末字上宮川内5762-1、字荒谷6690-2、6691、6692-2、字柿迫10515-2、字大仁田10903-2、字小仁田10904-2、字久保谷10905、字日平10906、字樫椎10907-1、字蛭谷10908-1、10908-3から10908-5まで、大字川内字ヲシカ谷5797-1

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第4号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年1月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字岩井川字池の本3210-2（次の図に示す部分に限る。）、3211-3

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字池の本3210-2・3211-3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第5号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年1月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字村所字永山重593-1

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字永山重593-1（次の図に示す部分に限る。）
- イ 次の森林については、主伐は択伐による。
字永山重593-1（次の図に示す部分に限る。）
- ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第6号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年1月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字村所字小山重239-1

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第7号

保安林の指定施業要件の変更予定の通知（平成27年宮崎県告示第723号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成28年1月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

西米良村役場

永浜布市、河野恵子、河野万作、甲斐榮吉、甲斐勇、黒木フヂ、黒木義元、黒木熊雄、黒木佐市、黒木重貞、佐藤貞義、小河長雄、小河茂三郎、小河榮春、上米良吉造、上米良政舎、上米良正義、上米良正男、上米良同前、上米良武福、上米良福次、赤木ツギ、中武袈裟太郎、中武澄夫、中武哲太郎、中武博、

中武靖尚、中武隆徳、那須宗壽、浜砂戒三、浜砂袈裟虎、浜砂元見、浜砂壮市、浜砂武久、浜砂平暲、浜砂万福、濱砂丞、濱砂一男

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成27年宮崎県告示第723号によること。

宮崎県告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年1月7日から平成28年1月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年1月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
2	県道	都城隼人線	都城市五十町2381番地先から同市同町2338番3地先まで	旧	18.1～28.7	328.0
				新	18.1～28.9	328.0

宮崎県告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年1月7日から平成28年1月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年1月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
22	県道	東郷西都線	児湯郡木城町大字中之又字松尾7番1地先から同郡同町同大字同字7番1地先まで	旧	7.5～53.0	184.1
				新	9.0～65.0	184.1

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成28年1月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 開催の日時
平成28年2月26日(金曜日) 午前9時から午後5時まで
- 開催の場所
宮崎市橋通東2丁目10番1号
宮崎県庁7号館4階744号室
- 受講申込受付期間
平成28年1月8日(金曜日)から平成28年2月10日(水曜日)まで
- 受講申込書の提出先
最寄りの農林振興局及び宮崎県西臼杵支庁
- 受講手数料
14,000円(宮崎県収入証紙により納付すること。)
- その他
 - (1) 受講申込書は、最寄りの農林振興局及び宮崎県西臼杵支庁で交付する。
 - (2) 詳細については、最寄りの農林振興局若しくは宮崎県西臼杵支庁の林務課又は宮崎県環境森林部森林経営課(電話0985(26)7158)に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成28年1月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ながの屋まなび野店・西松屋まなび野店
宮崎市まなび野二丁目35番地1
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社永野 代表取締役 永野雄太
宮崎市佐土原町下田島7737番地
株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村禎史
兵庫県姫路市飾東町庄 266番地1
- 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) 食の森うめこうじまなび野店・西松屋まなび野店
(変更後) ながの屋まなび野店・西松屋まなび野店
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社永野 代表取締役 永野雄造
宮崎市佐土原町下田島9922-3
株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村禎史
兵庫県姫路市飾東町庄 266番地1
(変更後) 株式会社永野 代表取締役 永野雄太
宮崎市佐土原町下田島7737番地
株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村禎史
兵庫県姫路市飾東町庄 266番地1
- 変更の年月日
 - (1) 大規模小売店舗の名称
平成27年12月23日
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び

住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成26年 8 月26日

5 変更する理由

- (1) 大規模小売店舗の名称
会社経営方針のため
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
代表者の交代と事務所移転のため

6 届出年月日

平成27年12月17日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成28年 1 月 7 日から平成28年 5 月 9 日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成28年 1 月 7 日から平成28年 5 月 9 日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 1 項の規定により、江田山崎地区県営土地改良事業（宮崎市、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 1 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

策定に係る換地計画書の写し

2 縦覧期間

平成28年 1 月 7 日から平成28年 2 月 5 日まで

3 縦覧場所

宮崎市役所

4 その他

この公告に係る換地計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議の申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第89条の 2 第 4 項において準用する同法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 1 項の規定に

より、跡江地区県営土地改良事業（宮崎市、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 1 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

策定に係る換地計画書の写し

2 縦覧期間

平成28年 1 月 7 日から平成28年 2 月 5 日まで

3 縦覧場所

宮崎市役所

4 その他

この公告に係る換地計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議の申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第89条の 2 第 4 項において準用する同法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、宮崎地方務局長から次のとおり通知があった。

平成28年 1 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量（不動産登記法第14条第 1 項地図作成）

2 作業地域

宮崎市東大宮一丁目ないし四丁目

3 作業期間

平成28年 1 月 4 日から平成29年 2 月28日まで

監査委員公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第 7 項の規定に基づき平成27年10月15日から平成27年12月11日までの間に実施した監査の結果を、同条第 9 項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成28年 1 月 7 日

宮崎県監査委員 高 橋 博

宮崎県監査委員 若曾根 隆 志

宮崎県監査委員 黒 木 正 一

宮崎県監査委員 松 村 悟 郎

平成27年 9 月 3 日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第12項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成28年 1 月 7 日

宮崎県監査委員 高 橋 博

宮崎県監査委員 若曾根 隆 志

宮崎県監査委員 黒 木 正 一

宮崎県監査委員 松 村 悟 郎

--	--